

平成30年度 市史料館特別展

田沼のまちとむらを歩く

～昔の地図を見よう！～



相良城下町絵図 (貝塚市教育委員会寄託・要家文書)

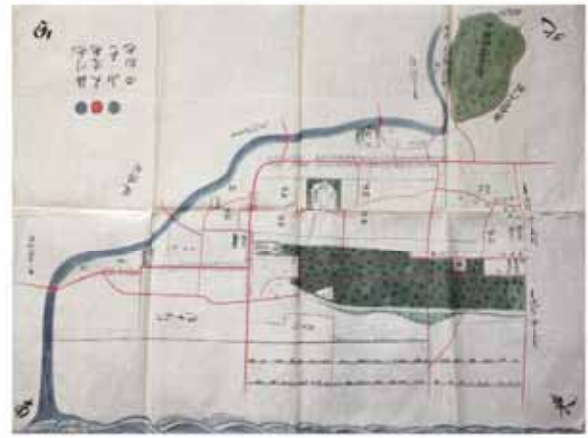
市史料館では、11月13日(火)から12月2日(日)までの期間で、特別展「田沼のまちとむらを歩く」の地図を見よう！を開催します。

今から230年以上前の江戸時代中期、牧之原市は、幕府の側用人・老中として活躍した田沼意次の領地でした。

今回の特別展では、来年に控えた「田沼意次侯生誕300年」を記念して、江戸く明治時代の古地図に注目し、過去の景観を振り返る展示を行います。

田沼の「まち」と「むら」だった頃の姿を振り返るとともに、今の中に、昔を発見する旅に出かけてみましょう。

新たに発見された「相良城下町絵図」(上図)を公開。*複製展示



柏原村・柏原町絵図 ▶ (個人蔵)

勝間田川の河口左岸に位置する柏原村・柏原町(現在の静岡周辺)を描いた絵図。通り沿いに、家々が立ち並んでいる様子がわかる。

市史料館特別展「田沼のまちとむらを歩く」

期間 11月13日(火)～12月2日(日) *月曜休館

時間 午前9時～午後4時

会場 牧之原市史料館 2階ホール

入館料 無料

問い合わせ 社会教育課 長谷川 ☎(53)2625

商工

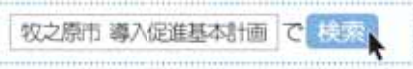
設備投資を通じた労働生産性の向上を支援
牧之原市の「導入促進基本計画」を策定しました

問い合わせ 商工企業課 山崎 ☎(53)2647

市では、市内の中小企業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図ることができるよう、平成30年6月6日に施行された「生産性向上特別措置法」に基づき「導入促進基本計画」を策定し、国から同意を受けました。

市内に所在する中小企業者等が、市が策定した導入促進基本計画に沿った内容で「先端設備等導入計画」を作成し、市へ申請して認定を受けた場合には、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができます。

詳しくは、市ホームページを確認してください。



固定資産税の軽減措置を受けるための要件など

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人(一定の大規模法人から出資を受ける法人は対象外となる可能性があります) ▶ 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ▶ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人(事業主)
取得期間	先端設備等導入計画の認定後から2021年3月31日まで
対象設備	<p>生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記設備 [減価償却資産の種類 (最低取得価格/販売開始時期)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 機械装置 (160万円以上/10年以内) ▶ 測定工具および検査工具 (30万円以上/5年以内) ▶ 器具備品 (30万円以上/6年以内) ▶ 建物附属設備 (60万円以上/14年以内) <p>*償却資産として課税されるものに限る</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生産、販売活動などの用に直接供されるものが対象 ▶ 中古資産は対象外
特例措置	固定資産税を3年間0円に軽減

*固定資産税に関する問い合わせ 税務課 宮崎 ☎(53)0035

環境

水環境を守る合併処理浄化槽
法定検査を実施しましょう

問い合わせ 環境課 森田 ☎(53)2609



家庭から出るし尿や生活雑排水を処理する浄化槽は、年1回法定検査を受検することが義務付けられています。

法定検査(11条検査)とは、浄化槽の健康診断のようなもので、保守点検や清掃などの維持管理が適切に行われ、きれいな水が放流されているかを検査します。(保守点検や清掃とは異なります)

法定検査を受けていない家庭は、水環境を守るために必ず検査を受けましょう。

合併処理浄化槽を設置して法定検査を受けていない家庭には、10月に検査機関から受検案内が通知されます。



～ 法定検査に関する問い合わせ ～
 静岡県指定検査機関：(一財)静岡県生活科学検査センター
 焼津市塩津1番地1 ☎054(621)5030

設備取得・計画認定のフロー

